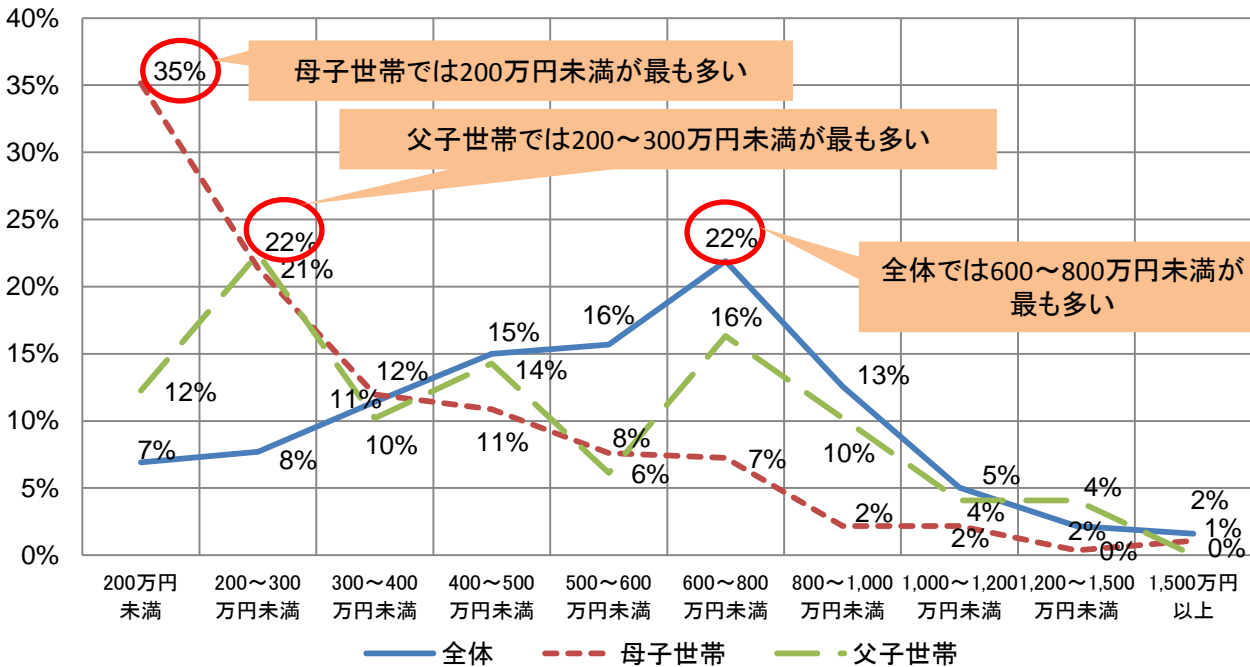


1. 家計・収入に関すること

■調査結果（単純集計・クロス集計）から分かったこと

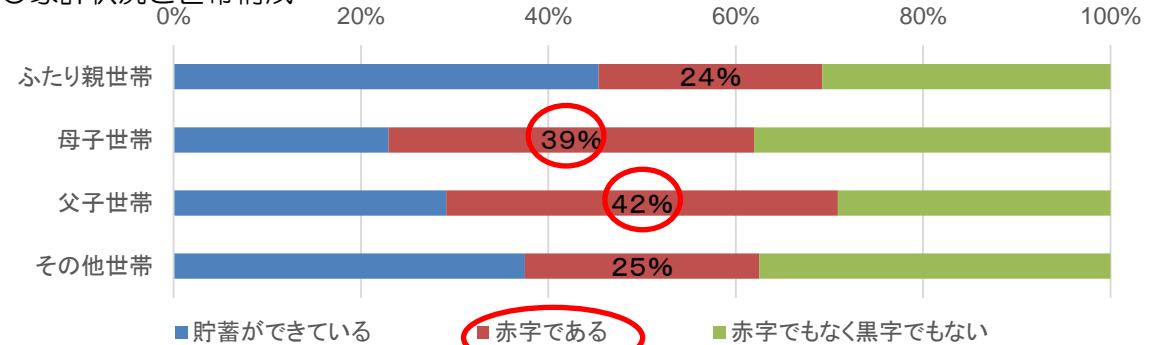
◇ひとり親世帯（母子・父子世帯）の所得状況が厳しい

○世帯収入合計額の分布（2015年の1年間の状況）



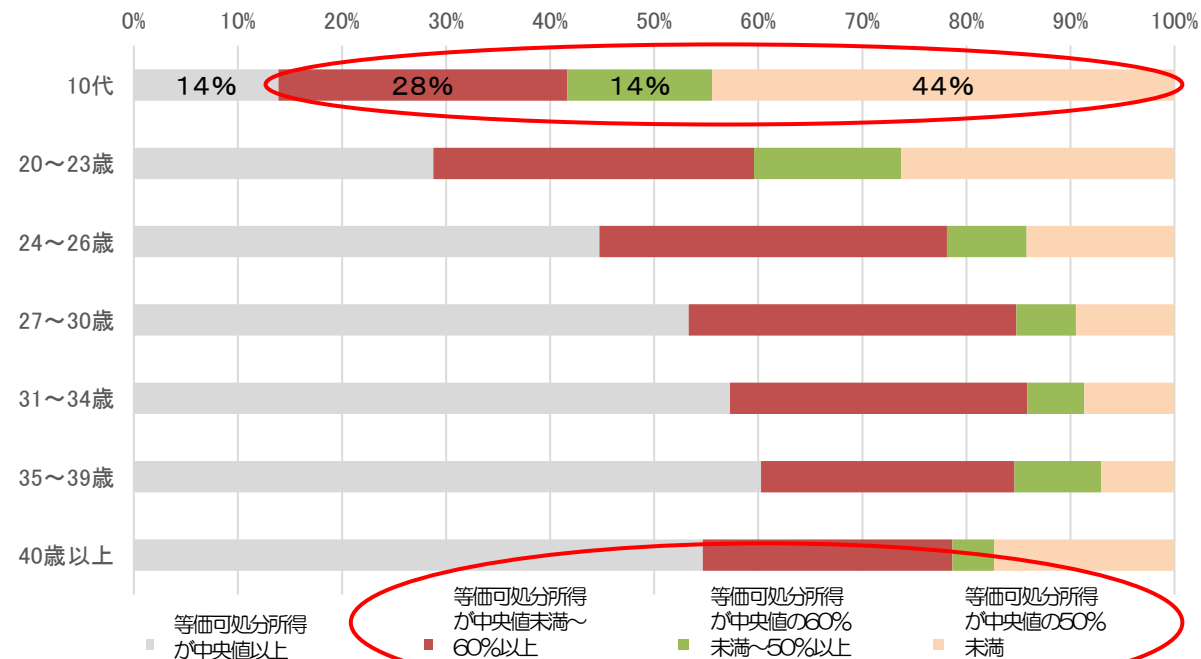
◇ひとり親世帯の概ね3分の1が赤字家計（ふたり親世帯では約4分の1）

○家計状況と世帯構成

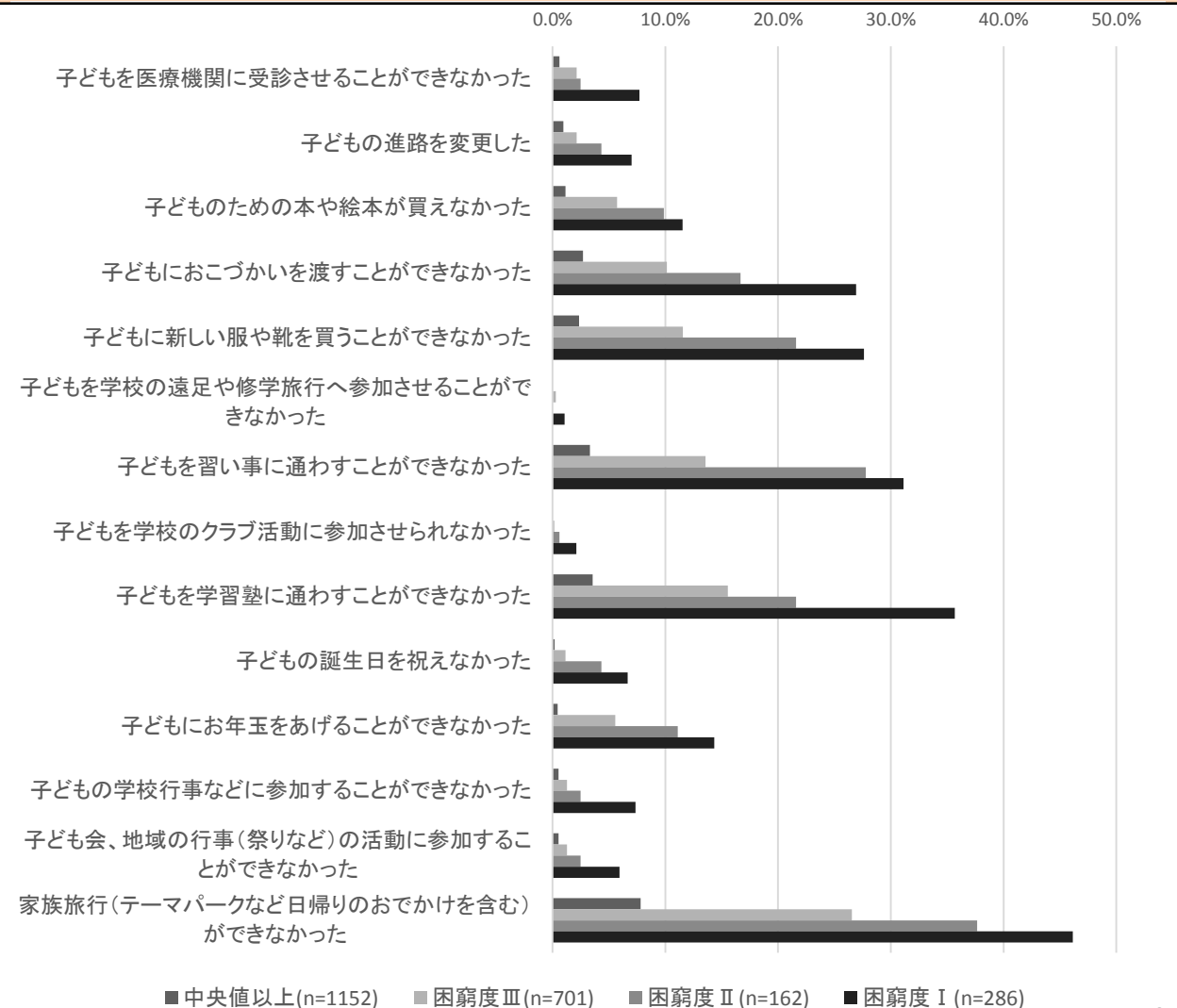


◇はじめて親になったのが10代の場合、困窮度が高い層が8割を超える

○困窮度とはじめて親になった年齢



◇困窮度が高いほど、子どもに関して経済的にできなかったことが多い。



■現行の取組み

- ・ひとり親世帯、生活困窮者を対象に様々な手当・給付金・貸付金制度などにより支援

事業	概要
児童手当	家庭等の生活安定、児童の健全育成のための給付制度（中学校修了まで） 0～3歳未満 15,000円（月） 3歳～小学校修了まで 第一子・第二子 10,000円（月） 第三子以降 15,000円（月） 中学生 10,000円（月） 所得制限以上 5,000円（月）
児童扶養手当	児童の福祉増進を目的にひとり親家庭の養育者への給付制度（18歳未満まで） 1人目（全部支給）42,330円（月）（一部支給）42,320円～9,990円（月） 2人目 最大10,000円（月）を加算 3人目以降 最大6,000円（月）を加算
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等に対し必要かつ償還可能な範囲内で、子どもの修学や親自身の就労の際に必要な知識技能を習得するための授業料等に充てる資金を貸し付けるもの。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で包括的・個別的な支援を行い、早期の経済的自立を図る制度。（自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業など）
福祉医療費助成 ・新子育て支援交付金	市町村が実施する医療費助成事業（乳幼児・ひとり親家庭・障がい児）に対して補助。 乳幼児医療費助成については、新子育て支援交付金により市町村の取組を支援。
面会交流支援（養育費確保）	子どもの健やかな成長を願って行う「面会交流」や、子どもの生活を支える「養育費」の取り決めが確実に遂行されるよう促進。
住宅の提供	子育て世帯への府営住宅の優先入居や家賃補助等を実施
生活保護制度	生活に困窮する国民に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。
生活福祉資金貸付制度	低所得者、障がい者や高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的として貸付を行う制度。 （実施主体：都道府県社会福祉協議会）

■現行の取組みにおける課題・今後の対応の方向性

- ・ひとり親世帯が経済的に厳しい状況にあることや困窮世帯が本来受けられる支援（医療費助成等）を受けていないことが考えられる。
 - * 困窮世帯に対する経済的支援策などの周知
 - * 支援を要する人を早期に把握するため、公的機関や学校のほか地域における見守り等により支援につなぐ仕組みを構築 【⇒伴走型支援の手法検討】
 - * 経済的に厳しい状況に対応するため、関係機関が相互連携しながら重層的に構成されている既存事業のセーフティネットを効果的に活用して支援 【⇒セーフティネットでしっかりと支援】